

波佐見町地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町の地域特性を生かした新たな地場産品の創出や既存の地場産品の生産強化、販売促進等を図り、もって、地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに町民生活の質の向上に資するため、予算の範囲内において波佐見町地場産品創出支援事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、波佐見町補助金等交付規則（昭和 59 年波佐見町規則第 9 号。以下「規則」という。）、その他の法令及び条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「クラウドファンディング」とは、波佐見町長（以下「町長」という。）が、別途定める公募要項等に基づき採択した事業について、当該事業を実施するために必要な資金を事業者に補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、波佐見町（以下「町」という。）が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2)「ふるさと納税」とは、個人が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき総務大臣に指定された町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3)「返礼品等」とは、町が寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、町の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するもの（以下「地場産品等」という。）であって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (4)「パートナー企業」とは、ふるさと納税による町への寄附促進、地場産品等の P R ・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、寄附金の受領に伴い寄附者に対して返礼品等を提供する企業・団体等をいう。
- (5)「民間ポータルサイト」とは、民間企業等が運営する、自治体がふるさと納税による寄附募集を行う窓口となるインターネットサイトをいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受け事業を実施できる者（以下「補助事業者」という。）は、地場産品創出支援事業の提案事業者公募により採択された者（以下「採択事業者」という。）のうち、補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の終了後 5 年以上、パートナー企業として、返礼品等の提供等の業務に取り組む意思がある者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 事業の実施主体でない者

- (2) クラウドファンディング実施にあたり設定された目標金額（補助対象経費の2分の1に相当する額から算出した寄附受入額）を達成していない者（ただし、目標金額を達成していない場合でも、採択事業者が自らの責において事業を遂行することを町長に届け出て、その承認を得た者を除く。）
- (3) 波佐見町内に事業所等を設置（予定含む。）し、自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと町長が認める者
- (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- (5) 国税及び地方税の滞納がある（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）者
- (6) 波佐見町暴力団排除条例（平成24年波佐見町条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者である者
- (7) 町のふるさと納税パートナー企業として登録できない者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると町長が認める者

（交付の対象及び補助率等）

第4条 町長は、補助事業者が行う事業のうち、返礼品等として提供することが可能な商品等に係るものであって、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として町長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新商品等の開発を行う事業（以下「新商品開発型」という。）
- (2) 既存商品等の品質及び生産力の向上を図る事業（以下「生産力向上型」という。）
- (3) 既存商品等の販売促進に資する事業（以下「販売促進型」という。）

2 補助対象経費の区分、補助率及び限度額については、別表のとおりとする。

3 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 クラウドファンディング等により受領した寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は波佐見町ふるさとづくり応援寄附金条例（平成20年条例第11号）第3条に基づく波佐見町ふるさとづくり応援基金により管理するものとする。

5 町長は、交付決定の前に既に実施済み又は実施中の事業について、補助金交付の対象とすべき特別の理由があると認めるときは、補助事業者からの事前着手の届出（様式第1号）をもって、本補助金の交付対象とすることができる。

6 町長は、第1項の規定にかかわらず、補助事業者への補助金の交付が、その名目にかかわらず、実質的に返礼品等を調達するための費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われることとなる場合（購入費用の差額補填や事業者の赤字補填を目的とする場合を含む。）は、当該事業を補助の対象としない。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に町長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、町長に提出しなければ

ならないものとし、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助事業の経理等)

第7条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の証拠書類を補助事業が完了した（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、町長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。

（2）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、計画変更の必要が認められる場合には、これを承認し、補助金変更（中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通ずるものとする。

3 町長は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

第9条 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

2 町長は、補助事業者が町からの指名停止措置等が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は町長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 前2項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとする。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又

は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、町長が状況報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第 8 条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は年度内の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 6 号）に添付書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第 13 条 町長は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知する。

2 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとし、その返還期限は、町長が別に定める日とする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条により補助金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。ただし、町長は、必要があると判断した場合は、概算払で交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、精算（概算）払請求書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

3 第 1 項ただし書に基づく補助金の交付を受けた者は、補助金概算払精算報告書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 町長は、第 8 条第 1 項第 2 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がな

くなった場合

(5) 補助金の交付後、当該補助金が実質的に返礼品等の調達費用に充当され、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われていること（購入費用の差額補填や事業者の赤字補填を含む。）が判明したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、町長が適当でないと認める場合

- 2 町長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 18 条の規定により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、その返還期限は、町長が別に定める日とする。
- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(適正化のための措置及び実地調査)

第 16 条 町長は、補助事業者が提供する返礼品等の取扱いや補助金の使途について、総務省の定める指定基準への適合性に疑念があると認めるときは、当該補助事業者に対して契約の見直し、報告の徴収、又は実地調査など必要な措置を速やかに講じることができる。補助事業者は、町長からこれらの求めがあった場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(財産の管理及び処分の制限等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、町長が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的等を勘案して、補助事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間（土地取得の場合は 10 年間）とし、補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 10 号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査の上、これを承認し、財産処分承認通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。
- 5 町長は、補助事業者が第 3 項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を町に納付させることがある。

(実施効果の報告)

第 18 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する年度及び当該年度の翌年度、本補助事業の実施効果について、町長に報告しなければならないものとし、その報告期限は、町長が別に定める日とする。

2 町長は、前項の報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べ十分ではないと認めるときは、その改善を求めることができる。

(暴力団排除に関する誓約)

第 19 条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第 20 条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係） 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	1. 新商品開発型及び生産力向上型 本事業を実施するために直接必要な経費
	土地取得費（測量費、造成費を含む）※
	施設整備費
	施設・設備の撤去に係る経費
	土地建物等賃借料（補助事業の完了までの期間のものに限る）
	内装・設備・施工工事費
	建物改造費
	備品費
	借料・損料
	消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る）※
	委託・外注費 ※
	通信運搬費 ※
	広告宣伝費（補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く）※
	その他 ※
	※現地調査時に確認できないものは、補助事業に要する経費、広告宣伝費に限る。 ※返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等）は除く。
【土地取得費を交付の対象とする要件】 ※プロジェクト提案時点で具体的な候補地の選定が完了していること。 ※新たな工場等の設置を伴う事業であること。 ※既存工場等も含めて、全体の生産能力を減少させる等でないこと。 ※土地取得等の契約後3年以内に工場等の稼働を開始すること。 ※新規雇用の創出、雇用者数の増加につながることを。	
ただし、以下の経費は補助対象外とする。 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、交際費、その他町長が不適切と認める経費	
2. 販売促進型 本事業を実施するために直接必要な経費	
広告宣伝費（補助事業者に対する前年度寄附額の5%を上限とし、寄附金の募集に係るものを除く）	
【販売促進型の広告宣伝費を交付の対象とする要件】 ※広告の配信実績、閲覧数、表示回数、クリック数等の効果測定が可能であり、客観的に実施内容を確認できるものであること。補助対象の例としては、Meta広告、YouTube広告、インフルエンサーとのタイアップ等が挙げられます。 ※法令等に違反しない内容であること。	
補助率	10分の10以内

補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。 ただし、以下①②の合計額を上限とする。 本事業に係るクラウドファンディングにおいて ①町直営の特設サイトで受領した寄附金の10分の4に相当する額 ②民間ポータルサイトで受領した寄附金の10分の4に相当する額
補助金総額の 限度額	補助対象経費の総額

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- （２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- （３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- （４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等している。
- （５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。